

原子力科学研究所原子炉施設保安規定の 変更認可申請について (案)

令和2年1月9日

日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所
バックエンド技術部

1. 概要

(1) 健全性確認

保管廃棄施設・Lに長期に保管廃棄しているドラム缶の健全性を維持するため、健全性確認を行うこととし、以下を定める。

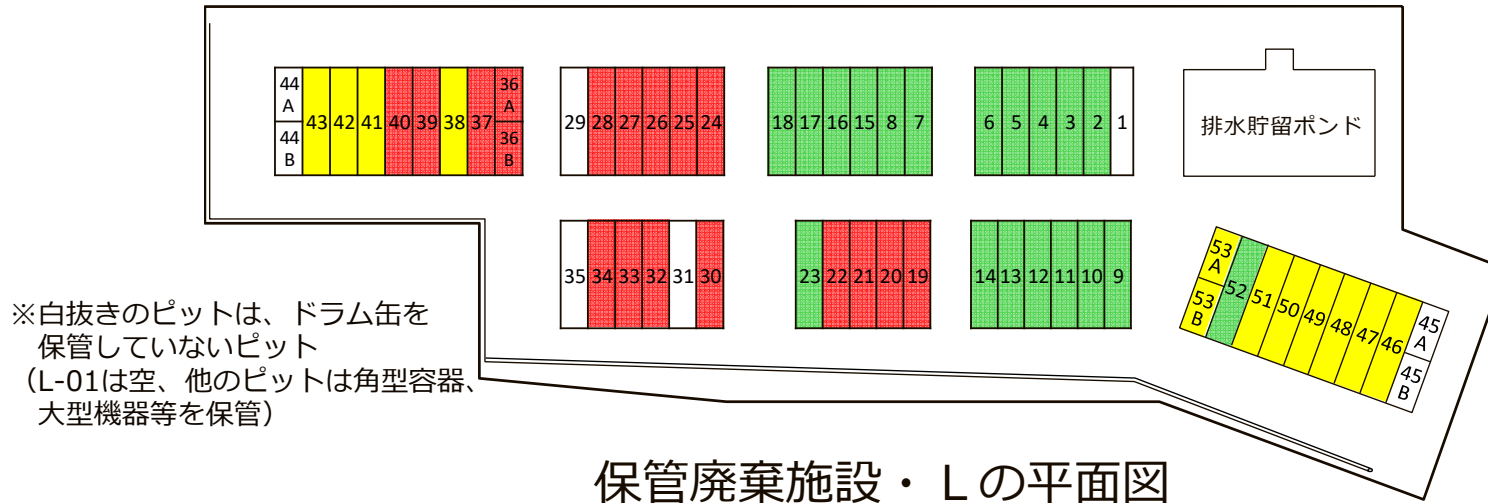
- 1) 健全性確認の対象ピット及びその区分
- 2) 健全性確認の方法
- 3) ドラム缶の破損、放射性廃棄物の漏出を防止するための措置
- 4) 異常時の措置

(2) その他

- 1) 保管廃棄施設に保管廃棄している廃棄物パッケージ等の処理のための取出し及び運搬に係る変更
- 2) 外部情報の取り込みに係る変更

2. 健全性確認について (1/4)

1) 健全性確認の対象ピット及びその区分



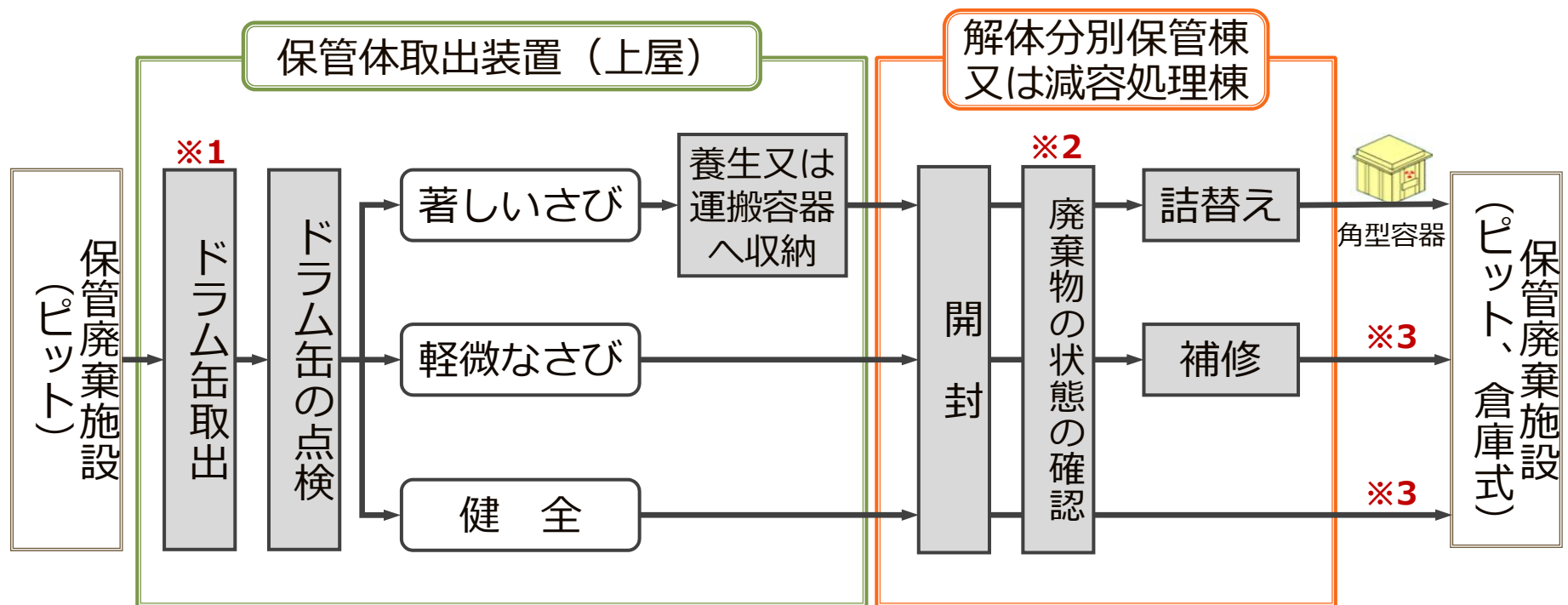
優先度区分	保管しているドラム缶の状況	ピット数
A	湿潤な状態の廃棄物を含む可能性のあるドラム缶を保管しているピット (健全性確認も未実施)	17
B	湿潤な状態の廃棄物を含む可能性はないが、これまで健全性確認を実施していないピット	11
C	過去(1987年度～1991年度)に健全性確認を実施し、オーバーパックしたドラム缶を保管しているピット	19

 健全性確認の対象

2. 健全性確認について (2/4)

2) 健全性確認の方法

【優先度区分 A】



※1 ドラム缶の破損、放射性廃棄物の漏出を防止するための措置を含む。

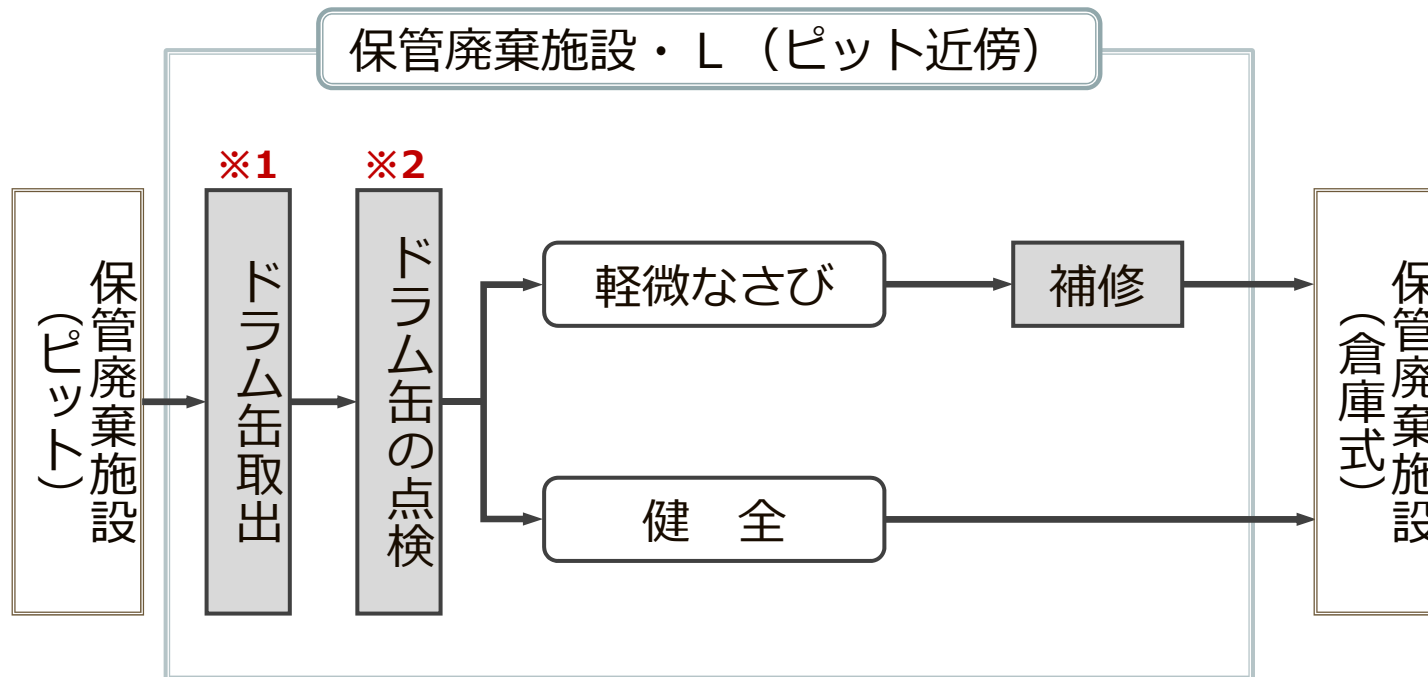
※2 湿潤な状態の廃棄物が確認された場合は除去する。

※3 倉庫式のみ。

2. 健全性確認について (3/4)

2) 健全性確認の方法 (続き)

【優先度区分B】



※1 ドラム缶の破損、放射性廃棄物の漏出を防止するための措置を含む。

※2 著しいさびが確認された場合には、ドラム缶ごと新しい容器に収納する。

2. 健全性確認について (4/4)

3) ドラム缶の破損、放射性廃棄物の漏出を防止するための措置

【ドラム缶取出し時の安全対策】

クレーンで吊り上げる前にピット内でドラム缶の外観を確認し、必要に応じて、ドラム缶の破損、放射性廃棄物の漏出を防止するための措置を講じる。詳細は下部要領に定める。

4) 異常時の措置

【ドラム缶の点検中に異常を確認した場合の措置】

- ① 原因及び状況を調査し、通常状態へ復旧させるための措置を講じる。
- ② ①の調査の結果、その異常が保安に影響を及ぼすと認めたときは、関係者に通報する。

3. その他の変更について

1) 保管廃棄施設に保管廃棄している廃棄物パッケージ等の処理のための取出し及び運搬に係る変更

- ① 解体分別保管棟の解体室又は減容処理棟において処理する廃棄物パッケージ等の取出し及び運搬に係る職務の範囲を見直す。
- ② 処理するために保管廃棄施設から取り出した廃棄物パッケージ等を周辺監視区域内において運搬するときの措置を明確化する。

2) 外部情報の取り込みに係る変更

他の組織から得られた技術情報を自らの施設の保安にいかす措置を追加する。